

事業所ごとに報告書を作成し、事業主管轄労働局へまとめて提出してください。  
 報告の対象期間：前年の4月1日から今年の3月末日まで  
 （4欄④および5欄⑧については、前々年の4月1日から前年の3月末日までに  
 就職した者に関する状況）  
**提出期限：令和6年4月30日**

職業紹介の実績がない場合は、  
 欄外に「実績なし」と記載してください。

様式第8号（第1面）

（日本産業規格A列4）

- ：改訂後（令和4年版）の職種コードを選択
- ：改訂前（平成23年版）の職種コードを選択

有料職業紹介事業報告書  
~~無料職業紹介事業報告書~~

無料の場合は、「有料職業紹介事業報告書」の  
 文字を黒色二重線で抹消してください。

1 許可番号 35 -ユ- 000000

2 事業所の名称及び所在地  
 （名称） 株式会社山口労働 需給事業所  
 （所在地） 山口県山口市河原町0番地00

3 紹介予定派遣 実績の有無 有

4 活動状況（国内）

3欄は、単に労働者派遣事業を兼業しているだけでなく、紹介予定  
 派遣の実績があった場合に「有」としてください。  
 実績があった場合は、その活動状況及び収入状況を4欄及び6欄  
 の「取扱業務等の区分」に、区分ごとの内数として括弧書きで記載  
 してください。

項目	① 求人			② 求職		③ 就職			
	有効 求人数	求人 数		有効求 職者数	新規求職申 込件数	常用 就職件数		臨時 就職延数	日雇 就職延数
取扱 業務等の区分	常用 求人数	臨時求 人延数	日雇求 人延数			無期雇用	それ以外		
007 製造技術者 (紹介予定派遣)	1人	2人			1件	1件			
a 家政婦(夫)	2人								15人日
計	3人	2人	0人日	0人	1件	1件	0件	0人日	15人日

R5.4.1～R6.3.31の  
 実績を記載

項目	④ 離職	
	無期雇用 (6ヶ月以内/解雇除く)	
取扱 業務等の区分	離職	不明
08 製造技術者 (紹介予定派遣)	1人	
002 家政婦(夫)		
計	1人	0人

R4.4.1～R5.3.31の無期雇用就職者のうち、  
 就職後6か月以内に離職した者、離職した  
 か明らかでない者の数を記載

4欄①③の「延数」の求め方  
**延数(単位:人日) = 雇用日数(暦日) × 人数**  
 (例1) 雇用期間が4月1日～5月31日、求人3人の  
 場合、61日 × 3人 = 183人日と、臨時求人延数欄  
 に記載。  
 (例2) 雇用期間が1か月未満の場合、雇用日数  
 5日 × 就職者数3人 = 15人日と、日雇求人延数欄  
 に記載。

4欄①・5欄⑤  
**【有効求人数】** 3月末日時点での有効求人数  
**【求人数】** 報告対象期間1年間の求人数  
 -【常用】 無期又は4か月以上の有期雇用の人数  
 -【臨時】 1か月以上4か月未満の有期雇用の延数  
 -【日雇】 1か月未満の有期雇用の延数

4欄②・5欄⑥  
**【有効求職者数】** 3月末日時点での有効求職者数  
**【新規求職申込件数】** 報告対象期間中に新たに求職  
 申込みのあった件数(延数)  
 ※一人の求職者の希望業務の区分が複数ある場合  
 には、求職者の希望順位が高いもの1つに計上して  
 ください。

5 活動状況（国外）（相手国別・総計）

項目	相手国	⑤ 求人		⑥ 求職		⑦ 就職	
		有効 求人数	求人数	有効求 職者数	新規求職申 込件数	無期雇用 就職件数	それ以外の 就職件数
特定技能の在留	インドネシア IDN	9人	12人		3件		3件
計		9人	12人	0人	3件	0件	3件

R5.4.1～R6.3.31の  
 実績を記載

項目	相手国	⑧ 離職	
		無期雇用 (6ヶ月以内/解雇除く)	
取扱 業務等の区分	相手国	離職	不明
011 特定技能の在	インドネシア IDN		
計		0人	0人

R4.4.1～R5.3.31の無期雇用就職者のうち、  
 就職後6か月以内に離職した者、離職した  
 か明らかでない者の数を記載

4欄③・5欄⑦  
**【常用就職件数】** 報告対象期間1年間の常用就職件数  
 -【無期雇用】 無期雇用契約による就職件数  
 -【それ以外】 4か月以上の有期雇用契約の就職件数  
**【臨時】** 1か月以上4か月未満の有期雇用の延数  
**【日雇】** 1か月未満の有期雇用の延数

4欄④・5欄⑧【離職】  
**前々年の4月1日から前年の3月末日までに就職した無期  
 雇用就職者のうち、就職後6か月以内に離職(解雇を除く)  
 した者の数を記載。**  
 離職状況が不明な場合は、【不明】欄に記載。

5欄【相手国】  
 有料・無料職業紹介事業取扱職種範囲等届出書(様式第6号)により、  
 国外の地域を定めたときで実績がある場合に、当該届出書に記載さ  
 れた相手先国名称を記載。  
 ※取扱職種の範囲等(相手国、取次機関等)に変更があった場合は、  
 別途変更届出をしてください。

第1面の4欄活動状況(国内)で入力した職種コードが自動反映されます。手数料のみの場合は、改訂後の職種コードをプルダウンから選択してください。  
3欄で、紹介予定派遣の実績が「有」の場合、その収入状況を6欄の「取扱業務等の区分」に、区分ごとの内数として括弧書きで記載してください。

手数料額は千円単位(千円未満は四捨五入)とし、報告対象期間内(前年の4月1日から今年の3月末日まで)に受け取った金額を記載してください。

…支払われた賃金額の100分の11に相当する額等を徴収した場合 【上限制手数料】  
…1件につき上限710円(免税事業者は660円)を徴収した場合 (職業安定法施行規則第20条第1項に定める別表のうち受付手数料) 【上限制手数料】  
…厚生労働大臣に届け出た手数料表に基づき徴収した場合 【届出制手数料】

様式第8号(第2面)

6 収入状況(国内・国外)

取扱業務等の区分	求人者(上限制)手数料 <small>(職業安定法第32条の3第1項第1号の規定による手数料)</small>			求人受付手数料 (別表)	求人者(届出制)手数料 <small>(職業安定法第32条の3第1項第2号の規定による手数料)</small>			求職受付手数料			
	常用	臨時	日雇		常用	臨時	日雇	件	千円		
007 製造技術者 (紹介予定派遣)	千円	千円	千円	件	千円	120	千円	千円	千円	件	千円
a 家政婦(夫)	千円	千円	千円	件	千円	(36)	千円	千円	千円	件	千円
	千円	千円	千円	件	千円		千円	千円	千円	件	千円
	千円	千円	千円	件	千円		千円	千円	千円	件	千円
	千円	千円	千円	件	千円		千円	千円	千円	件	千円
	千円	千円	千円	件	千円		千円	千円	千円	件	千円
	千円	千円	千円	件	千円		千円	千円	千円	件	千円
	千円	千円	千円	件	千円		千円	千円	千円	件	千円
	千円	千円	千円	件	千円		千円	千円	千円	件	千円
計	0	0	0	0	0	120	0	9	0	0	0

取扱業務等の区分	求職者手数料 <small>(職業安定法第32条の3第2項の規定による手数料)</small>		
	常用	臨時	日雇
芸道家	件	千円	件
モデル	件	千円	件
科学技術者	件	千円	件
経営管理者	件	千円	件
熟練技能者	件	千円	件
計	0	0	0

…芸道家、家政婦(夫)、配せん人、調理士、モデル、マネキンのみ徴収可。  
1件につき上限710円(免税事業者は660円)、1人につき月3件分相当額まで徴収可。  
(職業安定法第32条の3第2項ただし書き、則附則第4項による手数料)  
…科学技術者、経営管理者、熟練技能者は年収700万円を超える場合に限る。  
【ともに上限制手数料・届出制手数料共通】

7 職業紹介の業務に従事する者の数

2人
----

8 返戻金制度

有	(有の場合、その概要) 紹介就職者が求人者の責めによらない事由で6か月以内に退職した場合、手数料の50%を返金
---	---

9 従業員教育

日時	従業員数	教育内容
4/10 9時~16時	1名	〇〇協会が実施する職業紹介従事者向け講習会を受講。
9/29 14時~16時	1名	求人者及び求職者の個人情報の取扱いについて実務における課題解決を実践形式にて教育。

- 1 職業安定法第32条の16第1項の規定により上記のとおり報告します。
- ~~2 職業安定法第33条第4項において準用する同法第32条の16第1項の規定により上記のとおり報告します。~~

無料の場合は、1の全文を黒色二重線で抹消してください。

提出日 令和 6年 4月 0日

厚生労働大臣 殿

⑨ 氏名又は名称 株式会社山口労働 代表取締役 中河原 太郎

7欄は、職業紹介責任者を含めた3月末日時点の人数を記載してください。

8欄は、制度の有無をプルダウンから選択し、「有」の場合はその概要を記載もしくは、内容がわかる資料を添付してください。

9欄は、職業紹介責任者が統括管理する業務(※1)に従事する者(※2)に対し、職業紹介の適正な運営に資する研修・教育をさせた場合に、その日時、人数及び内容を記載してください。(外部研修も含まれます。)

- ※1 統括管理する業務
  - a 求人者又は求職者から申出を受けた苦情の処理に関する事
  - b 求人者の情報(職業紹介に係るものに限る。)及び求職者の個人情報の管理に関する事(指針第4参照)
  - c 求人及び求職の申込みの受理、求人者及び求職者に対する助言及び指導その他職業紹介事業の業務の運営及び改善に関する事
  - d 職業安定機関との連絡調整に関する事

※2 従業員数に職業紹介責任者は含まれません。

【人材サービス総合サイトでの情報提供】  
事業報告書に記載した就職・離職状況や返戻金制度の内容については、人材サービス総合サイトにて情報提供する必要があります。そのため、内容を登録願います。

人材サービス総合サイト  
https://jinzai.hellowork.mhlw.go.jp/JinzaiWeb